

令和6年4月1日から18歳以下の国民健康保険税が減免されます

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に係る均等割が減免されます。

- 対象者
芦別市国民健康保険の被保険者で、18歳以下のかた
- 対象保険税
対象者の均等割額
- 届出
届出は必要ありません。



令和6年1月1日から産前産後期間の国民健康保険税を減額しています

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額しています。

- 対象者
芦別市国民健康保険の被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降のかた
- 対象期間
出産予定日または出産日が属する月（出産予定月）の前月（多胎妊娠の場合には3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間となります。
※出産とは、妊娠85日以上の分娩をいいます。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶をされたかたを含みます。）

【単胎の場合】（4か月）

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

【多胎の場合】（6か月）

3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	-------	------	------	------

- 対象保険税
令和6年1月以降、対象者の対象期間における所得割額と均等割額
- 受付期間
出産予定日の6か月前から届出ができます。また、出産後の場合はいつでも届出が可能です。
- 必要書類
 - ・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
 - ・出産予定日が確認できる書類(母子健康手帳、医療機関が発行した出産予定日の証明書等)
 - ・届出人の本人確認書類(保険証、運転免許証、マイナンバーカード等)